

2023 年度高校野球用具の使用制限

	アイテム	要 項
1	ユニフォーム	■生地（柄含む）・カラー・型 ・シャツとパンツは同一カラーでなければならない。（ツートンカラーは使用できない。） ・メッシュやシャドーストライプなどの織柄シャツを着用する場合は、シャツとパンツで同色に見えることとする。  (メッシュ×パンツ)  (シャドーストライプ 柄メッシュシャツ×シャドーストライプ 柄ニットパンツ) ・生地廃番によるユニフォームの素材違い（同一カラー）の混在は可とする。但し、移行期間は3年とする。 ■マークの表記 <商標> ・表面には、いかなる商標もつけてはならない。 <マーク加工表記・仕様> ・校名、校章、都道府県名、地名は可。 ただし、校名、校章に準じるものは差し支えない。（都道府県を象ったマークを袖に表示することは可。） ・刺繍及び昇華プリントの混在は可とする。 <ライン加工> ・シャツ・パンツへのライン加工（パイピング加工含む）は可とする。 ■その他 ・ストッキングは見せることとする。 
2	帽子	■マークの表記 <商標> ・表面には、いかなる商標もつけてはならない。 ■本体の仕様 <加工> ・帽子底部断面へのサンドイッチ加工は、可とする。（カラー制限はない。） ・<u>底と本体の色違いは可とする。</u>  
3	アンダーシャツ	■マークの表記 <商標> ・ユニフォーム着用時、外部から見える表面には、いかなる商標もつけてはならない。 ・ユニフォーム着用時、外部から見えない表面へ商標をつけることは可とするが、着用時に商標が透けて見えないよう注意、指導する。 <マーク加工> ・アンダーシャツの襟首部分等、外部から見える表面に、学校名などの表記はできない。

4	ストッキング	■マークの表記 <商標> ・外部から見える表面には、いかなる商標もつけてはならない。 <マークの加工> ・校名、校章などの表記はできない。 ■型 ・くりぬきなしのストッキングの使用を認める。  ・くりぬきの高さはチームで統一することが望ましい。
5	ソックス	・アンダーソックスは必ず着用すること。（白に限る）
6	ベルト	■マークの表記 <商標> ・本体同色の型押し以外のものをつけてはならない。 ■カラー <本体> ・ブラックまたはネイビーとし、光沢のある素材は使用できない。 <バックル部> ・シルバー、ゴールド、ブラック、ネイビーに限る。
7	コート類	■マークの表記 <商標> ・表面には、いかなる商標もつけてはならない。 <マーク加工表記> ・校名・校章は、それぞれ1箇所まで可とする。 ・氏名または番号を入れる場合は、袖部のみ可とする。その大きさは、（縦）4センチ×（横）7センチ程度とする。 ■その他 <型・使用の制限> ・フード付のコート等は使用できない。 ・ベンチコート等、ロングコートの使用は選手・指導者に関わらず使用できない。 ・ベンチ内のコート類の着用においては、グラウンドコート・Vジャン・フリース・ジャージなどタイプの違う商品。（それぞれのタイプは同一デザインに限る）の混在は可とする。ただし、2種類までとする。
8	スパイク	■マークの表記 <商標> ・商標はペロ部に1箇所のみ入れることが可能であるが、その大きさは（縦）3センチ×（横）5センチ以内とする。 ・靴底部には10平方センチ以内の大きさで1箇所表示することができる。その色は靴底と同系色とする。 ■カラーおよび、その他 <甲被> ・表面カラーはブラックまたはホワイト一色とする。 ・表面がブラックの場合、エナメル及び光沢のある素材は使用できない。 ・ただし、天然皮革素材の自然な光沢感は可とする。 ・表面がホワイトの場合、履口およびペロ裏のカラーは防汚のためブラック・シルバーの使用を可とする。 ・校名・校章・氏名・番号などの表記はできない。 <ライン> ・ラインを両サイドにそれぞれ1箇所、本体と同色で入れることができる。 ・ライン部の表現方法は、本体素材と同一素材あるいは異素材による取り付け、型押し加工、プリント等を認めるが、光沢あるラインは認めない。 <靴底> ・甲被カラーがブラックの場合 - 靴底本体のカラーはブラックを基調とし、その他に使用できるカラーはホワイト・ゴールド・シルバーとする。 - ただし、その面積は50%を超えてはならない。（レッド・ブルー・グリーンなどの際立った配色は使用できない。） ・甲被カラーがホワイトの場合 - 靴底本体のカラーはホワイト・ブラック・シルバーを基調とし、その他に使用できるカラーはホワイト・ブラック・ゴールド・シルバーとする。 - ただし、その面積は50%を超えてはならない。（レッド・ブルー・グリーンなどの際立った配色は使用できない。） ・靴底のクッション材（ミッドソール）カラーは、甲被のカラーと同色とする。

(続)	スパイク	・革底の場合、靴底の本体カラーはブラックに加え、ブラウン系も使用できる。 ・チーム内で甲被カラーのホワイト、ブラックの混在は可とする（指導者も含めて）。
9	トレーニングシューズ	■マークの表記 ※スパイクに準じる ・氏名または番号を入れる場合、甲部分（ペロ革部分周辺やマジックテープベルト部）一箇所のみとする。 ■カラーおよび、その他 ＜甲被＞ ・本体カラーは、ホワイトまたはブラック一色とする。 ・スパイク同様にブラックの本体には、エナメル及び光沢のある素材は使用できない。 ・ただし、天然皮革素材の自然な光沢感の使用を可とする。 ・甲部におけるDカン及びハトメ金属部に使用できるカラーは、ホワイト・ブラック・ゴールド・シルバーとする。 ＜靴底＞ ・靴底のカラーは、ホワイト・ブラック・ネイビー・グレーとし、同一色でなくても構わない。
10	グラブ・ミット	■マークの表記 ＜商標＞ ・その大きさは縦4センチ、横7センチ以内とする。 ・商標の材質は、布片に刺繍または樹脂の成型物のほか、連盟が認めたものとする。 ・表記箇所は、背帯あるいは背帯に近い部分、または親指のつけ根の部分のうちいずれか1箇所とする。 ・投手用グラブに商標を表示する場合、その色は文字の部分を含み、すべて白または灰色以外の色でなければならない。 ■カラー ＜カラー＞ ※投手用・捕手用・野手用 共通 ・本体カラーは、ブラウン系、オレンジ系、ブラックとする。（指掛けも含む） ・また使用できるカラーであれば、表部と裏部（平裏）部のカラーが違っていても使用可とする。 ・品名・品番・マーク類などをスタンプによって表示する場合の色は、ブラックまたは焼印の自然色でなければならない。 ＜縫い糸＞ ・特にカラー制限を定めない。 ＜ハミ出し＞ ・グラブ本体と同系色で目立たないもの、または革の自然色とする。 ＜しめひも＞ ・投手用グラブのしめひもは、グラブ本体と同色でなければならない。 ・ただし、グラブ本体と同系色で目立たないものについては差し支えない。 ・野手用（捕手含む）グラブのしめひもは、本体カラーと同系色とする。 ・ただし、ブラックとブラウン系のしめひもに限っては本体カラーにかかわらず使用できる。 ＜へり革＞ ・グラブ本体と同系色で目立たないもの。 ■その他 ・グラブ、ミットの表面（捕球面・背面）に氏名、番号、その他の文字を表記することを禁止する。 ・捕球面と背面が同一カラーであれば、革の表面への処理（スモース加工やシボ加工、パンチング加工）の違いは使用を認める。 ・しめひもは、長すぎないこと。親指の長さ程度にすること。
11	ヘルメット	■使用義務 ・打者用・捕手用・ベースコーチとも、「製品安全協会」のSGマークが付けられているものに限る。 ・打者、走者およびベースコーチは、必ず両耳付のものを着用する。 ■マークの表記 ＜マーク＞ ・ヘルメットの表面には校名およびその頭文字、校章、番号の表記は認める。 ・マーク（校名およびその頭文字・校章）の表記は前頭部1箇所のみとし、側頭部への表記は禁止とする。 ・番号については、後頭部または側頭部への表記を認める。 ■カラー、その他 ＜カラー等＞ ・本体はホワイト・ブラック・ネイビーのいずれか一色とする。 ・表面がつや消し処理されたヘルメットの使用は認める。 ・打者、走者は顎ガード付きヘルメットを使用することができる。使用する場合は、ヘルメット本体と顎ガードは同色とする。
12	バット	■金属製バット 金属製バットは、「製品安全協会」のSGマークが付けられているものに限る。 ＜カラー・その他＞ ・本体色は硬式がシルバー系、ゴールド系またはブラックとし、軟式は単色とする。ただしプレイの妨げとなるような反射するものは認めない。 ・グリップテープの色は、ブラックまたはブラウン系の単色とし、本体同色の型押し加工のものは使用できる。

(続)	バット	■木製バット 木の自然色の他、着色バットの使用を認める。 ただし、使用できる着色バットは、全日本野球協会・アマチュア野球規則委員会運用基準によるものとする。 ■金属製および木製バット 商標は次の通りとする。 (1) バットの先端部分にはモデル名とバットの品名・品番・サイズ・材種のみを表示するものとし、商標は表示できない。この表示の大きさは、バットの長さに沿って縦5センチ、横9.5センチ以内とする。文字の大きさは縦、横ともに2センチ以内でなければならない。 (2) 握りに近い部分には、製造業者または製造委託業者の名称を含む商標を表示するものとし、この表示の大きさは、バットの長さに沿って縦6.5センチ、横12.5センチ以内とする。 (3) 金属製バットで製造業者（日本高等学校野球連盟で使用認可の登録を受けた業者）の名称1、2項と別に表示する必要のある場合は、握りに一番近い部分に表示することとし、大きさはバットの長さに沿って、縦1センチ、横4センチ以内とする。 (4) これらの表示は本体カラーがシルバー系・ゴールド系の場合はブラック、本体カラーがブラックの場合はシルバー系またはゴールド系とし、すべて同一面の1箇所だけとする。 (5) 但し、軟式用バットの表示の大きさは、先端部のモデル名表示、握りに近い部分の製造業者または製造委託業者の名称を含めて縦8センチ、横28センチ以内とし、2箇所（表面・裏面）まで認めることとし、1文字の大きさは問わない。 <u>なお、カラーは単色とする。</u>また、軟式用バットはテーパー部にはリング等商標と認識されない印刷は認める。 ■その他 ・マスコットバットの長さの制限については、通常のバットの長さ（42インチ以下）と同様とする。 ・グリップエンド部に、番号をシール等で表示することは認める。（ただし、イニシャル等番号以外は不可とする。）
13	手袋	■マークの表記 ＜商標＞ ・手袋の素材と同色のものを表面の1箇所のみに表示することとし、その大きさは7平方センチ以下とする。 ■カラー、その他 ＜カラー＞ ・ホワイト（革の自然色含む）またはブラック一色とする。 ・手袋本体に使用する素材（商標を含む）は、表面感や表面柄感を統一する必要はないが、ホワイトおよびブラック一色に見えることとする。 ＜使用制限＞ ・当て革補強（衝撃吸収材内蔵含む）を施した手袋の使用は認める。 ・スプレーの使用は手袋の磨耗が激しく、打者が優位になることもあるので禁止する。 ・出塁時に、ひとまわり大きいサイズの走塁用手袋<u>（走塁ガード手袋）</u>の使用は認めない。 ・守備時の野手の手袋の使用を認める。 ■その他 ・手袋の表面に氏名、番号、その他の文字を表記することは禁止する。
14	サポーター	■マークの表記 ＜商標＞ ・本体素材と同色のものを1箇所のみ表示ができる。その大きさは7平方センチ以下とする。 ■その他 ＜使用制限＞ ・テーピングと同様の効果が得られる手首、足首、指等の保護ガード（<u>リストガード</u>等）は、試合前（メンバー交換時）に主催者・審判員に申し出て許可を得たものの使用を認めることとする。ただし、色はホワイト・ブラック・ベージュの一色とする。また、手袋と一体型のものの使用も認める。 ・肘のサポーターは、外から見える部分には使用出来ない。
15	レッグガード エルボーガード等	■マークの表記 ＜商標＞ ・表面にはいかなる商標、マークもつけてはならない。 ■その他 ＜使用制限＞ ・レッグガード、エルボーガードの使用を認める。なお、手甲ガードの使用は認めない。 ・その本体カラーはホワイト・ブラック・ネイビーのいずれか一色とする。
16	捕手用具	プロテクター・レガース・スロートガード ■マークの表記 ＜商標＞ ・捕手用具の表面にはいかなる商標、マーク（型押しも含む）もつけてはならない。 ＜カラー＞ ・ブラック・ネイビー一色とする。 ＜使用制限＞ ・投球練習時（座って捕球する時）には、捕手用具を装着すること。

(続)	捕手用具	マスク ■カラー <カラー> ・ブラック・ネイビー色とする。 <使用義務> ・「製品安全協会」のSGマークが付けられているものに限る。 ■その他 ・スロートガード一体式でないマスクを着用する場合は、スロートガードを取り付ける必要がある。 またそのカラーは、本体同色とする。  ・スロートガード一体式マスクを着用する場合、スロートガードを取り付ける必要はない。 
17	捕手用膝パッド	■マークの表記 <商標> ・表面にはいかなる商標もつけてはならない。 ■カラー ・本体色はレガースと同色とする。 ■その他 <使用制限> ・捕手の膝痛を軽減する目的で、レガースに装着するパッドの使用を認める。
18	サングラス	・サングラスを使用する可能性のある時は、試合前（メンバー交換時）に主催者・審判員に申し出て許可を得たものの使用を認めることとする。 ・メガネ枠はブラック、ネイビーまたはグレー（ホワイトは不可）とし、メーカー名はメガネ枠の本来の幅以内とする。グラスの眉間部分へのメーカー名もメガネ枠の本来の幅以内とする。なお、メーカー名はメガネ枠と同色とする。また、著しく反射するレンズのサングラスの使用は認めない。
19	マウスガード	・白または透明なものに限り使用を認める。
20	投手用ヘッドギア	・打撃練習時において、投手およびマシン球投入者は「製品安全協会」のSGマークが付けられているものの着用を義務付ける。
21	審判用具	■審判用マスク <カラー> （本 体）ブラック・ネイビーとする。 （パッド）ブラック・ネイビー・ブラウン系とする。 <使用義務> ・「製品安全協会」のSGマークが付けられているものに限る。 ■その他 ・ボールケースのカラーはブラック・ネイビーまたはグレーとする。

・本項に定めないもので、直接競技の用具となるものに過大な商標、マークがつけられているものが判明した場合や本項で認められた商標の大きさであっても、プレイの妨げとなったり際立った色彩のものである場合は修正を申し入れることがある。また、本項に記載のない事項で使用の判断が不明な場合は日本高等学校野球連盟または都道府県高等学校野球連盟まで、事前に必ずご相談下さい。